

実務家として確認しておきたい

改正所得税基本通達 59-6 及び資産課税課情報の重要ポイント

取引相場のない株式の税務上の適正譲渡価額を検証することは、実務上非常に頭を悩ませる行為の1つに挙げられています。

令和2年3月24日に最高裁判所第三小法廷において、個人が法人に取引相場のない株式を譲渡した場合における譲渡側(個人)の税務上の適正譲渡価額に関する判決が下されました。当該判決のなかで指摘された事項等を反映させるものとして、国税庁は令和2年8月28日付で、所得税基本通達59-6(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)を改正しました。

さらに、令和2年9月30日付で国税庁資産課税課から資産課税課情報第22号(「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について(法令解釈通達)」の趣旨説明(情報))が公開されています。この情報は実務上、大いに注目されるべきものであり、従来において課税実務上通説と考えられていた諸事項について異なる解釈が数多く含まれています。

そこで、今回の研修会では、題記のとおり、上述の改正通達及び新規制定情報の内容を確認するとともに、今後の実務上のポイントについても解説することとし、個人が法人に取引相場のない株式を譲渡した場合の税務上のポイント(税務上の適正譲渡価額)の総確認を行います。

研修の具体的内容は、次に掲げるとおりです。多忙期ではありますが、資産税の重要項目に係る研修会ですので、先生方の奮ってのご参加をお待ちしております。



講師

笹岡 宏保 氏

笹岡会計事務所 所長
税理士

1962年兵庫県神戸市出身。1981年関西大学経済学部入学。1983年大原簿記専門学校非常勤講師就任。1984年税理士試験合格。1985年関西大学経済学部卒業。その後、会計事務所に勤務(主に相続・譲渡等の資産税部門の業務を担当)。1991年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税講師、民間研修機関の講師として活躍している。

東京生講座
オンラインLIVE講座*

1/18(月)・19(火) 10:30-17:00

※ テキストは事前にご郵送いたします。
※ アーカイブ配信・録音データの提供などはございません。

会場受講 先着 40 名様限定

オンラインLIVE受講 無制限

会場

[浜松町] ビジョンセンター浜松町
東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

お申込期限

1/12(火)

受講料

一般

[会場受講] 20,000円
[オンラインLIVE] 20,000円

資産税実務2020および
資産税宿泊ゼミ参加者

[会場受講] 10,000円
[オンラインLIVE] 10,000円

定額制クラブ
(要事前申込み)

無料

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

1. 取引相場のない株式の適正譲渡価額(基本的な考え方)

- ①事例検討
- ②基本通達の確認
 - (イ)法人税基本通達9-1-13(市場有価証券等以外の株式の価額)
 - (ロ)法人税基本通達9-1-14(市場有価証券等以外の株式の価額の特例)
 - (ハ)所得税基本通達23～35共-9(株式等を取得する権利の価額)
 - (ニ)所得税基本通達59-6(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)

2. 株式譲渡事件の確認(国税不服審判所裁決から最高裁判所判決まで)

- ①国税不服審判所(平成23年9月28日裁決、東裁(所)平23-45)
- ②東京地方裁判所(平成29年8月30日判決、平成24年(行キ)第185号)
- ③東京高等裁判所(平成30年7月19日判決、平成29年(行コ)第283号)
- ④最高裁判所第三小法廷(令和2年3月24日判決、平成30年(行ヒ)第422号)

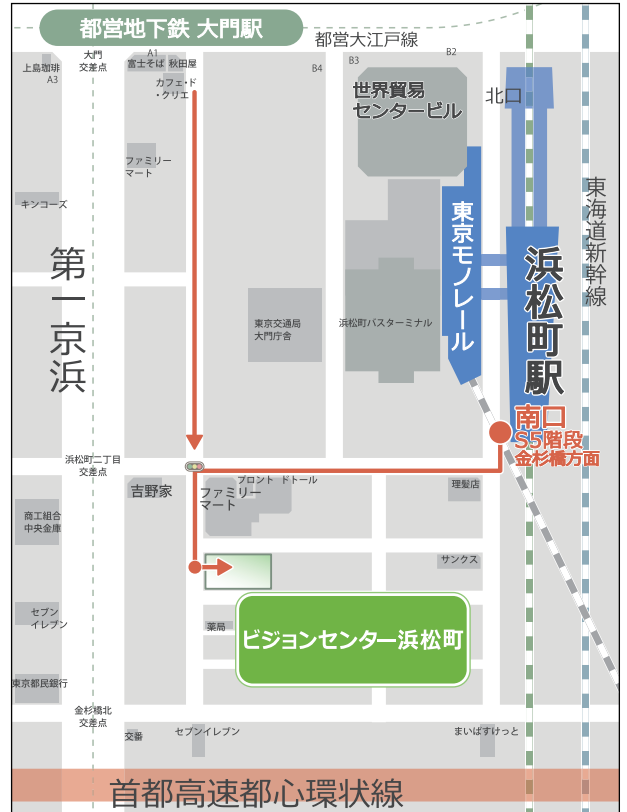
3. 判例が実務に与える影響

- ①所得税基本通達59-6の改正点の確認
- ②新設された資産課税課情報の確認
 - (イ)所得税基本通達59-6の(2)の適用がある場合の
財産評価基本通達180(類似業種比準価額)の取扱いについて
 - (ロ)評価会社が有する子会社株式を評価する場合の
所得税基本通達59-6の(2)の取扱いについて
 - (ハ)評価会社が有する子会社株式を評価する場合の
その子会社が有する土地及び上場株式の評価について

4. その他

[浜松町] ビジョンセンター浜松町

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F
 TEL:03-6262-3553
 ・JR山手線・京浜東北線
 「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分
 ・東京モノレール羽田空港線
 「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分
 ・都営大江戸線・浅草線
 「大門駅(A1出口)」徒歩5分



お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 03-5539-3751 HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

1/18(月)・19(火)「実務家として確認しておきたい 改正所得税基本通達59-6及び資産課税課情報の重要ポイント」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 生講座会場受講(40名様)
- オンラインLIVE講座(無制限)

種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 定額制クラブ 会員(無料)
- 資産税実務2020または資産税宿泊ゼミ参加者
- 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL.1

TEL.2 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。

FAX

E-mail